

議案第84号

宝塚市土地改良事業分担金徴収条例の全部を改正する条例の制定について

資料3 土地改良法抜粋

① 平成31年4月1日施行による変更

第三十六条の三（特別徴収金） ※旧第三十六条の二

土地改良区は、政令で定めるところにより、定款で、組合員が、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地でその者の第三条に規定する資格に係るものを当該土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途（以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、当該組合員から、当該土地改良事業に要する費用のうち当該土地に係る部分の額から第三十六条第一項または第二項の規定により当該費用に充てるためその土地につき賦課された金銭その他の額を差し引いて得た額の全部又は一部を徴収することができる。

第三十六条の二（土地改良施設の管理への協力） ※新設

土地改良区は土地改良施設の機能の保持又は増進を図るために必要があると認めるときは、定款で定めるところにより、施設管理准組合員に対し、当該土地改良施設の管理への協力を求めることができる。

② 平成29年9月25日施行による変更

第一百十三条の三（工事の完了等の場合の公告等） ※旧第一百十三条の二 第二項

3 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村長は、工事を伴う土地改良事業につきその工事を完了した場合には、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

第一百十三条の二（土地の共有者等の取扱い） ※新設

同一の土地について、共有者があり、又は権原に基づき使用及び収益をする者が二人以上ある場合には、これらの者で第三条に規定する資格を有するものは、～（略）～合わせて一の第三条に規定する資格を有する者とみなす。（以下略）（第2項～第7項 略）。

③ その他

条例第1条関連

第二条（定義）

2 この法律において「土地改良事業」とは、この法律により行う次に掲げる事業をいう。
一 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設（以下「土地改良施設」という。）の新設、管理、廃止又は変更（あわせて一の土地改良事業として施行することを相当とするものとして政令で定める要件に適合する二以上の土地改良施設の新設又は変更を一体とした事業及び土地改良施設の新設又は変更（当該二以上の土地改良施設の新設又は変更を一体とした事業を含む。）とこれにあわせて一の土地改良事業として施行することを相当とするものとして政令で定める要件に適合する次号の区画整理、第三号の農用地の造成その他農用地の改良又は保全のため必要な事業とを一体とした事業を含む。）（以下略）

第九十一条（都道府県営土地改良事業の分担金等）

3 前項の市町村は、政令の定めるところにより、条例で、同項に規定する者から、同項に規定する部分の費用を地方自治法第二百二十四条の分担金として徴収することができる。

第九十六条の四（市営土地改良事業 準用規程）

第九十六条の二第一項の規定により行う土地改良事業には、第三十六条第一項及び第五項から第八項まで、法第三十六条の三第一項、～（略）～を準用する。

この場合において、第三十六条第一項及び第三十六条の三第一項中「定款」とあり、並びに第六十一条第三項中「規約」とあるのは「条例」と、第三十六条第一項中「その地区内にある土地につき、その組合員に対して」とあるのは「その事業によって利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものに対し、その者の受ける利益を限度として」と、～（略）～第三十六条の三第一項中「組合員が、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地でその者の第三条に規定する資格の施行に係る地域内にある土地でその者の第三条に規定する資格に係るもの」とあるのは「土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が、その資格に係る土地を」と、「当該組合員」とあるのは「その者」と、～（略）～読み替えるものとする。

第三十六条（経費の賦課）

土地改良区は、定款の定めるところにより、その事業に要する経費（第九十条第四項（第九十一条第四項及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）、第九十条第八項又は第九十一条第五項の規定により徴収される金銭を含む。）に充てるため、その地

区内にある土地につき、その組合員に対して金銭、夫役又は現品を賦課徵収することができる。

第九十一条の二（都道府県営土地改良事業に係る特別徵収金）

都道府県又は市町村は、政令の定めるところにより、条例で、都道府県営土地改良事業（都道府県営市町村特別申請事業及び第八十七条の三第一項、第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項の規定により都道府県が行う土地改良事業を除く。以下この項及び第三項において同じ。）の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が、当該土地を当該都道府県営土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途（以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、その者から、特別徵収金を徵収することができる。

（第2項～第5項 略）

6 都道府県又は市町村は、政令で定めるところにより、条例で、次の各号のいずれかに掲げる者が、当該各号に定める場合に該当するときは、その者から、特別徵収金を徵収することができる。（以下略）

条例第2条、第3条関連

第九十一条（都道府県営土地改良事業の分担金等）

都道府県は、政令の定めるところにより、都道府県営土地改良事業（市町村特別申請事業を除く。）によって利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものから、～（略）～分担金を徵収することができる。（以下略）

2 都道府県は、前項の規定による分担金の全部又は一部の徵収に代えて、都道府県営土地改良事業（市町村特別申請事業を除く。）の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村に対し、その事業に要する費用のうち当該市町村の区域内にある土地に係る同項に掲げる者に対する分担金に相当する部分の費用を負担させることができる。この場合においては、都道府県は、あらかじめ、当該市町村の同意を得なければならない。

条例第6条関連

第三条（土地改良事業に参加する資格）

土地改良事業に参加する資格を有する者は、その事業の施行に係る地域内にある土地についての次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 農用地であつて所有権に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、その所有者（以下略）

条例第7条関連

第九十一条（都道府県営土地改良事業の分担金等）

6 都道府県は、第一項、第二項及び前項の規定によるほか、政令の定めるところにより、都道府県営土地改良事業によって利益を受ける市町村に対し、その市町村の受けける利益を限度として、その事業に要する費用の一部を負担させることができる。（以下略）